

警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの細則を別添のとおり制定し、平成26年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

千葉県警察の鑑識技能検定に関する細則

1 趣旨

この細則は、千葉県警察における鑑識技能検定（以下「技能検定」という。）の実施に関し、鑑識技能検定に関する訓令（平成26年警察庁訓令第2号。以下「警察庁訓令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 技能検定の方法

警察庁訓令第3条第2項の規定による科目別上級検定は、当該科目の専門的知識について筆記試験を行い、同試験に合格した者に対し、実地試験を行うものとする。

3 技能検定対象者

(1) 初級検定の検定対象者は、次のとおりとする。

ア 初任補修科に入校中の警察官

イ 初任補修科に入校した者のうち、やむを得ない理由（病気、負傷等）により、初級検定を受検することができなかった警察官

ウ 初級検定を受検したが、不合格となった者

エ その他所属長が必要と認めた者であって、6か月以上の実務経験を有する者

(2) 科目別上級検定の検定対象者は、初級検定取得後1年を経過した者とする。

4 技能検定の合格基準

(1) 技能検定の合格基準は、警察庁訓令第4条の規定によるものとする。

(2) 初級検定については、筆記試験及び実地試験の各科目とも6割以上の点数を取得した者を合格とする。

(3) 科目別上級検定については、筆記試験及び実地試験の各科目とも7割以上の点数を取得した者を合格とする。

(4) 総合上級検定については、科目別上級検定の全部に合格した者に対し、書面等に基づいて審査を行い、鑑識実務に精通していると認められる者を合格とする。

5 技能検定の実施者等

(1) 技能検定の実施機関は、刑事部鑑識課、実施責任者は、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）とする。

(2) 鑑識課長は、技能検定を統轄し、次の事務を行う。

ア 技能検定の実施に関すること。

イ 技能検定の実施結果に基づく合格者の決定に関すること。

ウ 合格証の交付に関すること。

6 技能検定の受検手続

(1) 鑑識課長は、技能検定の実施日時等について所属長に通知し、受検希望者の調査を依頼するものとする。ただし、前記3(1)アの規定による者を除く。

(2) 前(1)の通知を受けた所属長は、受検希望者を調査の上、鑑識課長に回答するものとする。

7 合格者の決定等

(1) 鑑識課長は、技能検定を実施したときは、その実施結果を受検者の所属する長に通知するものとする。

(2) 鑑識課長は、技能検定の合格者に対し、鑑識技能検定合格証書（別記第1号様式）を交付するものとする。

(3) 鑑識課長は、鑑識技能検定合格証書交付台帳（別記第2号様式）を備え付けるとともに、技能検定に合格した者をこれに登載し、その状況を明らかにしておくものとする。

## 8 経過措置

この細則施行前に千葉県警察鑑識技能検定に関する訓令（昭和42年本部訓令第14号）に基づいて実施した技能検定に合格している者は、警察庁訓令及びこの細則による技能検定に合格したものとみなす。

## 9 その他の措置

この細則に定めるもののほか、技能検定に関して必要な事項は、鑑識課長が定めるものとする。

以下様式省略